

不正アクセス行為対策等の実態調査及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査の実施について

1 目的

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第10条第1項の規定に基づき、国家公安委員会等は、アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表するため、企業等における同状況の調査を実施します。

併せて、同条第3項に基づき、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に活用するため、不正アクセス行為対策等の実態調査も実施します。

〔参考〕不正アクセス禁止法（抜粋）

第10条 国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に資するため、毎年少なくとも一回、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表するものとする。

2 （略）

3 前2項に定めるもののほか、国は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

2 実施方法

警察庁が委託する事業者（株式会社リサーチワークス）が調査します。

3 実施期間

令和8年9月から同年10月までの間に実施します。

4 今後の予定

調査結果は、令和9年3月頃に警察庁ウェブサイトにおいて公表します。